

市第 156 号議案

横浜市職員定数条例の一部改正

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 2 月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例

横浜市職員定数条例（昭和28年 4 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 市長の事務部局の職員 15,031人  
(うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に定める職員 1,229人)
  - (2) 議会局の職員  
局長 1人  
書記その他の職員 50人  
計 51人
  - (3) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員  
教育長 1人  
指導主事その他の職員 2,551人  
計 2,552人
- 第 2 条第 1 項第 9 号から第11号までを次のように改める。
- (9) 水道局の職員 1,709人
  - (10) 交通局の職員 2,453人

(11) 病院経営局の職員 1,323 人

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提 案 理 由

新規の業務への対応及び既存の業務の見直しに伴い職員の定数を変更するとともに、横浜市会事務局設置条例の一部改正に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市職員定数条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市職員定数条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（職員の数）

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |      |   |   |
|------|---|---|
| (1)  | 市長の事務部局の職員  | $\frac{15,031 \text{ 人}}{15,061 \text{ 人}}$ |
|      | （うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に定める職員 $\frac{1,229 \text{ 人}}{1,133 \text{ 人}}$ ） |   |
| (2)  | <del>議会局</del><br>市会事務局の職員<br><del>局長</del><br>事務局長                         | $1 \text{ 人}$                               |
|      | 書記その他の職員  | $\frac{50 \text{ 人}}{47 \text{ 人}}$         |
|      | 計   | $\frac{51 \text{ 人}}{48 \text{ 人}}$         |
| (3)  | 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員   |   |
|      | 教育長   | $1 \text{ 人}$                               |
|      | 指導主事その他の職員  | $\frac{2,551 \text{ 人}}{2,573 \text{ 人}}$   |
|      | 計   | $\frac{2,552 \text{ 人}}{2,574 \text{ 人}}$   |
|      | （第4号から第8号まで省略）  |   |
| (9)  | 水道局の職員  | $\frac{1,709 \text{ 人}}{1,852 \text{ 人}}$   |
| (10) | 交通局の職員  | $\frac{2,453 \text{ 人}}{2,488 \text{ 人}}$   |
| (11) | 病院経営局の職員  | $\frac{1,323 \text{ 人}}{1,299 \text{ 人}}$   |
|      | （第2項及び第3項省略）  |   |